

平成 15・01・29 会課第 1 号
本 省
地 方 支 分 部 局
外 局

経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領を次のように定める。

平成 15 年 2 月 1 日

平成 15 年 5 月 29 日改正

平成 15 年 8 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 3 月 29 日改正

平成 29 年 2 月 17 日改正

平成 30 年 12 月 21 日改正

令和 2 年 12 月 25 日改正

経済産業大臣官房会計課長 寺坂 信昭

経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領

(趣旨)

第一条 この要領は、補助金等、委託又は請負等の契約に係る予算の適正な執行を確保するため、事業者に対する補助金等の交付停止及び入札参加有資格者に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号。以下「補助金適正化法」という。）第二条第一項に規定する補助金等及び補助金適正化法第二条第四項に規定する間接補助金等並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第四条第二項第四号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民

間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金をいう。

- (2) 委託契約 国の事務、事業を特定の者に行わせ、その対価を支払う契約であって、(目)委託費により支出がなされているものをいう。
- (3) 補助金交付等 補助金等の交付又は委託契約の締結をいう。
- (4) 補助金交付等停止措置 特定の事業者に対して、経済産業省所管の補助金等(国が法律に基づき義務として交付するものを除く。)の交付の決定を一定期間行わず、又は、当該事業者を一定期間経済産業省所管の委託契約の相手方としないこととする措置をいう。
- (5) 部局長 会計事務規程(昭和二十五年九月五日二五会第一六三一号)第二条に規定する部局長をいう。
- (6) 有資格業者 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和三十八年六月二十六日三八会第三九一号)第八条に規定する名簿に記載されている者をいう。
- (7) 指名停止措置 特定の事業者について、一定期間、指名の対象外とする措置をいう。
- (8) 契約担当官等 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領第二条に規定する契約担当官等をいう。

(補助金等の交付停止)

第三条 大臣官房会計課長は、別表第一又は第二各号第一欄に掲げる措置要件(以下単に「措置要件」という。)の一に該当する事業者に対し、情状に応じて別表第一又は第二各号第二欄に定めるところにより、期間を定め、補助金交付等停止措置を行うものとする。ただし、当該事業者が、措置要件の一に該当する行為(以下「該当行為」という。)の事実について経済産業省に速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別の事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、補助金交付等停止措置の期間(以下「補助金交付等停止期間」という。)を短縮し又は補助金交付等停止措置を行わないことができる。

- 2 前項本文の場合において、当該措置の対象となる補助金等又は委託契約のうち、当該補助金等又は委託契約(以下この項において「当該事業」という。)を補助金交付等停止の対象とすることにより、当該事業に係る予算の目的を達成できないこととなる可能性が相当程度高い場合には、当該事業の全部又は一部を当該補助金交付等停止措置の対象としないことができる。
- 3 第一項本文の場合において、該当行為の態様及び該当行為(該当行為の隠ぺいを含む。)

に關与した者（以下この項において「該当行為關与者」という。）の全員が当該事業者により明らかにされた場合には、該当行為關与者及び該当行為に係る事業について該当行為關与者を監督すべき職位にある者が、当該行為時に所属した事業部、支店、研究所その他の組織が行う事業に対する補助金交付等を補助金交付等停止措置の対象とするものとする。ただし、当該事業者の役員又はこれに準ずる者が該当行為の事実を把握したにもかかわらず速やかに経済産業省に報告しなかった場合、該当行為關与者に当該事業者の役員が含まれる場合その他補助金交付等停止措置の対象を限定することが適当ではない場合には、当該事業者のすべての組織に対する補助金交付等を補助金交付等停止措置の対象とするものとする。

- 4 事業者が措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ補助金交付等停止措置の期間の短期及び長期とする。
- 5 事業者が補助金交付等停止期間の満了後一年を経過するまでの間（補助金交付等停止期間中を含む。）に、措置要件に該当することとなった場合における補助金交付等停止期間の短期及び長期の期間は、それぞれ別表各号第二欄に定める短期及び長期の二倍の期間とする。
- 6 大臣官房会計課長は、当該事業者について、極めて悪質な事由があるとき又は該当行為により極めて重大な結果を生じたときには、補助金交付等停止期間を当該長期の二倍まで延長することができる。
- 7 大臣官房会計課長は、補助金交付等停止期間中の事業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で補助金交付等停止期間を変更することができる。
- 8 大臣官房会計課長は、補助金交付等停止期間中の事業者について次の事由が生じたときは、当該事業者について補助金交付等停止措置を解除し、又は、補助金交付等停止期間を変更することができる。
 - (1) 大臣官房会計課長が、当該事業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認める場合その他当該事業者について補助金交付等停止措置を継続することが適切ではない場合。
 - (2) 事業者の役員、使用人その他の者の逮捕を理由として、当該事業者について補助金交付等停止措置を行った場合において、当該逮捕された者について不起訴処分が行われたことが明らかとなったとき。

- 9 別表各号に掲げる措置要件について、補助金交付等停止措置を受けた事業者以外の他の事業者が関与している場合には、当該事業者についても、また、前各項の規定を適用する。
(通知等)

第四条 大臣官房会計課長は、前条第一項の規定により補助金交付等停止措置を行い、若しくは同条第六項、第七項若しくは第八項の規定により補助金交付等停止措置の措置期間を変更し、又は同条第七項の規定により補助金交付等停止措置を解除したときは、当該事業者及び部局長に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 部局長は、前項の通知を受けた場合は、速やかに当該通知の内容を所属の契約担当官等に周知しなければならない。

- 3 部局長又は契約担当官等は、前二項の規定により通知を受けた補助金交付等停止措置の内容に従って、所管の補助金等又は委託契約に関する事務を行わなければならない。ただし、所管行政の円滑な遂行を図るため、やむを得ない事由があるものとして、あらかじめ大臣官房会計課長の承認を受けたときはこの限りではない。

- 4 部局長（内局にあっては、当該内局に置かれる政策調整官）は、前項の承認を受けようとするときは、様式第一による承認申請書を作成し、大臣官房会計課長に提出しなければならない。

- 5 部局長は、必要と認める場合には、大臣官房会計課長に協議の上、自ら補助金交付等停止措置を行うことができる。

(指名停止措置)

第五条 大臣官房会計課長は、有資格業者が別表第一又は第二各号第一欄に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表第一又は第二各号第三欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止措置を行うものとする。

- 2 前二条（第三条第三項を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「事業者」とあるのは「有資格業者」と、「補助金交付等停止措置」とあるのは「指名停止措置」と、「補助金交付等停止措置の期間」とあるのは「指名停止措置の期間」と、「別表第一又は第二各号第二欄」とあるのは「別表第一又は第二各号第三欄」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第六条 契約担当官等は、前条に規定する指名停止措置期間中は、当該事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、所管行政の円滑な遂行を図るため、やむを得ない事由があるものとして、あらかじめ大臣官房会計課長の承認を受けたときはこの限りではない。

2 部局長（内局にあっては、当該内局に置かれる政策調整官）は、前項の承認を受けようとするときは、様式第二による承認申請書を作成し、大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（補助金等の交付を受けた事業者等が締結する契約の相手方の制限）

第七条 部局長又は契約担当官等は、第三条に規定する補助金交付等停止期間中又は第五条に規定する指名停止期間中は、当該事業者を経済産業省から補助金等の交付を受けた事業者又は経済産業省と委託契約を締結した受託者若しくは経済産業省と請負等の契約を締結した受注者が当該事業を実施するために締結する契約の相手方としてはならない（当該事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様。）。ただし、所管行政の円滑な遂行を図るため、やむを得ない事由があるものとして、あらかじめ大臣官房会計課長の承認を受けたときはこの限りではない。

2 部局長（内局にあっては、当該内局に置かれる政策調整官）は、前項の承認を受けようとするときは、様式第一又は様式第二による承認申請書を作成し、大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（告発）

第八条 部局長は、所管の補助金等の執行又は契約の履行について、補助金適正化法違反その他の犯罪があると思料するときは、原則として刑事告発を行うものとする。ただし、当該犯罪に関する具体的事実関係を把握することが困難である場合を除く。

2 部局長は前項の規定により告発を行おうとするときは大臣官房会計課長に協議しなければならない。

（申告義務等）

第九条 職員は、別表第一第一号、第二号又は第四号の措置要件に該当する事実があり、又はそのおそれがある旨の報告を関係事業者又はその使用者、代理人、取引先その他の関係者から受け、又はその他の方法により自らその旨を知ったときは、当該報告を受けた日又は自らその旨を知った日から三日以内に大臣官房会計課監査室長に通知しなければならない。

2 大臣官房会計課監査室長は、前項の通知を受けたときは、必要な調査を行い、又は関係部局長若しくは関係課室の長に必要な調査を行わせるものとする。

3 大臣官房会計課監査室長は、前項の規定による調査を行い、又は、行わせたときは、その結果を大臣官房会計課長に報告するものとする。

4 部局長は、その登録した有資格業者につき別表第二各号の措置要件に該当する事実があ

る場合には、その旨大臣官房会計課長に通知することができる。

(仮措置)

第十条 大臣官房会計課長は、事業者について、別表第一又は別表第二各号の措置要件に該当する事実があり、又はあったと認める相当の理由があるときは、前条第二項の調査が終了するまでの間に限り、当該事業者のうちの必要最低限の組織を対象として、補助金交付等停止措置及び指名停止措置（以下「補助金交付停止等仮措置」という。）を行うことができる。

2 第四条第一項から第四項までの規定（第五条第二項において準用する場合を含む。）は前項の規定に基づき補助金交付停止等仮措置を行う場合に準用する。

3 大臣官房会計課長は、前項の規定による補助金交付停止等仮措置を行った後に、第三条第一項の規定に基づく補助金交付等停止措置を行い、又は、第五条第一項の規定に基づく指名停止措置を行おうとするときは、当該補助金交付停止等仮措置に係る期間を斟酌して、措置期間を決定するものとする。

(公表)

第十一条 大臣官房会計課長は、第2条(4)に定める補助金交付等停止措置又は第2条(7)に定める指名停止措置が講じられたときは、当該補助金交付等停止措置又は当該指名停止措置に係る事業者名、事案の概要及び講じられた措置の内容について、自ら又は他の者に命じて、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧（インターネットによる閲覧を含む。）に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録による作成)

第十二条 この要領の規定により作成することとされている申請書については、当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該申請書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書とみなす。

附則（平成15・01・29会課第1号）

第一条 この要領は、平成十五年二月一日から施行する。

第二条 第一条から第七条までの規定は、この要領の施行の日以降に大臣官房会計課長が行う補助金交付等停止措置又は指名停止措置について適用し、同日前に大臣官房会計課長が行う補助金交付等停止措置又は指名停止措置については、なお従前の例による。

第三条 経済産業省所管の契約に係る指名停止等の措置について（六会課第七六号）は、こ

の要領の施行の日に廃止する。

附則（平成 15・05・29 会課第 3 号）

この訓令は、平成十五年五月二十九日から施行する。

附則（平成 15・08・01 会課第 7 号）

この規定は、平成十五年八月一日から施行する。

附則（平成 15・03・31 会課第 6 号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成 22・03・25 会課第 6 号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（20170215 会課第 4 号）

この規程は、平成二十九年二月十七日から施行する。

附則（20181220 会課第 9 号）

この規程は、平成三十年十二月二十一日から施行する。

附則（20201224 官房第 1 号）

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

別 表 第 一

号	第 一 欄 (措 置 要 件)	第 二 欄 (補助金交付等停止期間)	第 三 欄 (指名停止期間)
一	(補助金等に関する不正行為) 偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたと認められるとき	当該認定をした日から六月以上十八月以内	当該認定をした日から八月
二	補助金等の他の用途への使用があったと認められるとき	当該認定をした日から六月以上九月以内	当該認定をした日から四月
三	(補助金等に関する不適切な行為) 補助事業等(間接補助事業等及び基金事業等を含む。)の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反し、当該違反行為の態様に鑑みて、補助金交付等又は契約の相手方として不適当であると認められるとき(前各号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から四月以上六月以内	当該認定をした日から三月
四	(委託費に関する不正行為等) 偽りその他不正の手段により委託費の支払を受けたと認められるとき	当該認定をした日から四月以上十八月以内	当該認定をした日から八月
五	(委託費に関する不適切な行為) 委託事業の実施に当たり、契約に違反し、その態様に鑑みて、補助金交付等又は契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から四月以上六月以内	当該認定をした日から三月

備考

一 本表において、「補助金等」とは、経済産業省所管の補助金等をいう。ただし、第一号から第三号に掲げる行為の態様等から判断して、特に悪質性が高いものとして大臣官房会計課長が認める場合には、その所管にかかわらず補助金等を含むこととすることができるものとする。

二 本表において、「委託費」とは、経済産業大臣、地方支分部局の長若しくは外局の長又はこれらの者から委任を受けた者から直接に交付されるものをいい、その名称を問わず、委託費たる実質を有するものを含み、「委託事業」とは、委託費に係る事業をいう。ただし、第四号又は第五号に掲げる行為の態様等から判断して、特に悪質性が高い場合として大臣官房会計課長が認める

場合には、その財源の全部又は一部が国の予算であるものを含むこととすることができるものとする。

三 「補助事業等」、「間接補助事業等」とはそれぞれ補助金適正化法第二条に定めるところによる。

四 「基金事業等」とは施行令第四条に定めるところによる。

別 表 第 二

号	第 一 欄 (措 置 要 件)	第 二 欄 (補助金交付等停止期間)	第 三 欄 (指名停止期間)
一	<p>(贈賄)</p> <p>次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員の関与の有無、社会的影響等を勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不適當であると認められるとき</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有す役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む(以下「代表役員等」と総称する。))</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>四月以上十二月以内</p> <p>三月以上九月以内</p> <p>二月以上六月以内</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>四月以上十二月以内</p> <p>三月以上九月以内</p> <p>二月以上六月以内</p>
二	<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一号に違反した場合において、その行為態様、役員に関与の有無、当該違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>二月以上十二月以内</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>二月以上十二月以内</p>

三	<p>(談合)</p> <p>事業者(その役員又は使用人を含む。)が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、その行為態様、役員の間与の有無、当該談合行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から二月以上十二月以内</p>	<p>当該認定をした日から二月以上十二月以内</p>
四	<p>(競売等妨害)</p> <p>事業者(その役員又は使用人を含む。)が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、その行為態様、役員の間与の有無、社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から二月以上十二月以内</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から二月以上十二月以内</p>
五	<p>(不正競争)</p> <p>業務に関し、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる行為を行った場合において、その行為態様、役員の間与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から二月以上十二月以内</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から二月以上十二月以内</p>
六	<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合において、その行為態様、役員の間与の有無、当該不正又は不誠実な行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から一月以上十二月以内</p>	<p>当該認定をした日から一月以上十二月以内</p>

七	<p>前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)の規定による罰金刑を宣告され、その行為態様及び社会的影響等を勘案して、補助金交付等又は契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 一月以上十二月以内</p>	<p>当該認定をした日から 一月以上十二月以内</p>
---	--	---------------------------------	---------------------------------

大臣官房会計課長殿

承認申請書

申請年月日

部局長名

担当課長名

経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領第4条第3項の規定による承認を受けたいので申請します。

事業者 情報	事業者名			
	補助金交付等停止措置期間		年 月 日から	年 月 日まで
	補助金交付等停止措置理由		別表第一・第二 第 号	
事業 内容	交付決定をし、又は委託契約の締結を予定している事業の名称及び概要			
	予算科目	(組織)	(項)	(目)
	予定契約日	年 月 日(明許繰越 有・無、国庫債務負担行為 年 まで)		
	事業種別	新規・継続 (年度か ら 年度まで	交付・契約予定額	百万円
	他の事業者が事業を代替できない理由(他の事業者への問合結果等を添付)			
	措置期間満了日以降に契約した場合の公益に及ぼす影響			
	特記事項			

大臣官房会計課長殿

承認申請書

申請年月日

部局長名

経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領第6条第1項の規定による承認を受けたいので申請します。

事業者情報	事業者名						
	指名停止措置期間	年	月	日から	年	月	日まで
	指名停止措置理由	別表第一・第二 第 号					
契約内容	当該事業者と随意契約を行う予定の契約内容						
	予算科目	(組織)	(項)	(目)			
		(事項)		(目)			
	予定契約日	年	月	日	契約予定額	万円	
	他の事業者が代替できない理由 (他の事業者への問合結果等を添付)						
措置期間満了日以降に契約した場合の公益への影響							
特記事項							